

奈良県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し公金事務を委託した。

令和八年四月十七日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定公金事務取扱者の名称
奈良食肉株式会社
- 二 指定公金事務取扱者の所在地
大和郡山市丹後庄町四七五番地の一
- 三 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和八年三月三十一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和八年四月一日
- 五 委託した公金事務に係る歳入
奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）別表第一の二百四十三の項に規定すると畜検査手数料